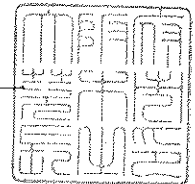


茨木市公告第 28 号

茨木市人権・男女共同参画啓発カレンダー制作業務委託に係るプロポーザル公告について

茨木市人権・男女共同参画啓発カレンダー制作業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 3 年 9 月 10 日
茨木市長 福 岡 洋



1 業務概要

- (1) 目 的 中学生を対象として、自らが身の回りの様々な人権課題に気づききっかけづくりと、情報を提供することで、人権・男女共同参画問題への理解を深め、人権尊重のまち、男女共同参画社会の実現をめざす。
- (2) 業 務 名 茨木市人権・男女共同参画啓発カレンダー制作業務
- (3) 業務内容 プロポーザル仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日（令和 3 年 10 月以降）から令和 4 年 2 月 28 日まで

2 当該業務の予算額

2, 2 1 7, 6 0 0 円（税込）

なお、参考見積書の金額が、予算額を超過した場合は無効とする。
また、最終見積の予定価格については、予算額以下で設定する。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に既に登載されているものについてはこの限りでない。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。また、市の物品等、建設工事、測量、建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されていない者についても、指名停止または指名除外措置に該当する事象が発生していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当し

ないこと。

- (4) 過去3年間において、本業務と同種又は類似の業務の履行実績を有すること。
同種の業務：人権や男女共同参画その他、啓発を目的とするカレンダー等の印刷物の発行（企画、編集、制作、印刷）。
類似の業務：啓発を目的としない印刷物の発行（企画、編集、制作、印刷）。

4 プロポーザル実施要項・参加申込について

(1) 実施要項

別添のとおり

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式5号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、次のとおり電子メールで人権・男女共生課宛送信すること。

提出期限：令和3年9月15日（水）午後4時まで（必着）

提出先：茨木市 市民文化部 人権・男女共生課

E-mail：jinken@city.ibaraki.lg.jp

※電子メール以外の方法による質問には回答しない。

イ 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和3年9月17日（金）午後4時

掲載場所：茨木市HP 人権・男女共生課のページ

(3) 参加申込方法

ア 参加申込時の提出書類

①業務実績調書（様式2）

②業務実施体制調書（様式3）

イ 提出先：茨木市市民文化部人権・男女共生課（茨木市役所合同庁舎6階）

ウ 提出期限：令和3年9月24日（金）午後4時まで

エ 提出方法：持参又は持参

5 問い合わせ先

茨木市市民文化部人権・男女共生課 担当：平野、海山

TEL 072-622-6613(直通) FAX 072-622-6868

E-mail：jinken@city.ibaraki.lg.jp